二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町山女原字四尾草九二三の一二から九二三の一四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九二三の三四、九二三の四六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市鍛冶屋町字松谷二五七の一二七から二五七の一二九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五七の一三〇から二五七の一三五まで、二五七の一三六から二五七の一四〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字松谷二五七の一三三から二五七の一四〇まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県伊香郡木之本町大字川合字里ノ内一二七五の一七から一二七五の二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び木之本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町椋川字中井六七七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年九月二日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市小一条町字東谷二から四まで、四の一、五から八まで、一〇の一、一九、二一、二二、二三の一、七四から八二まで、八三の一、八四、八六、八八、一六四、一六四の二、一六四の三、字蝉谷二六の六から二六の一三まで・二六の一六から二六の一九まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二六の五、二六の一四、二六の一五、二六の二〇から二六の三〇まで、字本堂谷二七の一、二七の七から二七の二一まで、二七の二四、二八の一から二八の一八まで、字引谷二九の一、二九の三から二九の一六まで、二九の一八、四九の二、字尼ノ扁羅三〇の一から三〇の一〇まで、三〇の一五、三〇の二三、字諸頭山三一の一から三一の一二まで、三一の一五から三一の二一まで、三三の一、四二四の一、字西ノ尾五二の一、五二の三、五二の五から五二の一三まで、字野五九の一、二五八の三、二五九の三、二六五の三、字穴伏八五の四、字宮ノ下九一、九二の一、字公屋ノ谷三〇〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第二百四十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　柿浦港沖中防波堤西灯台
位　置
所在地　広島県江田島市（柿浦港沖中防波堤西端）
北　緯　三四－一〇－四六
東　経　一三二－二八－二九
変更した事項
灯　質　単閃緑光　毎四秒に一閃光
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年七月十四日

○海上保安庁告示第二百四十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年九月二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　青森港北防波堤東灯台
位　置
所在地　青森県青森港第二区（北防波堤東端）
北　緯　四〇－五〇－〇七
東　経　一四〇－四四－四九
廃止年月日　平成二十一年七月十五日